

# ○京都府立大学特任教員規程

(平成20年京都府立大学規程第59号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号。以下「学則」という。）第16条第2項の規定により、京都府立大学（以下「本学」という。）における教育研究プロジェクト等の推進を図るため、期間を定めて任用する特任教員に関し、必要な事項を定める。

(教育研究プロジェクト等)

**第2条** 前条の教育研究プロジェクト等とは、科学研究費補助金、寄付金その他の外部資金等により特定の教育又は研究を進める講座、プロジェクト、活動等で教授会又は学則第9条から第10条に規定する組織の承認を得たものをいう。

(特任教員の称号)

**第3条** 特任教員の称号は、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教又は特任研究員とする。

(選考及び採用)

**第4条** 特任教員は、当該特任教員が所属することとなる学部若しくは研究科の教授会又は学則第9条から第10条に規定する組織において選考し、教育研究評議会の審議を経て、学長が決定し、理事長が採用する。ただし、選考された候補者の採用を緊急に行うことが必要な特別な事情があり、教育研究評議会において審議するいとまがないと学長が認める場合は、この限りでない。

2 特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教又は特任研究員となることのできる者は、それぞれ京都府立大学教員選考規程（平成20年京都府立大学規程第58号）に定める教授、准教授、講師、助教又は助手の資格を有すると認められる者とする。

(任用期間)

**第5条** 特任教員の任用期間は、一の会計年度以内とする。

2 前項の任用期間は、更新することができる。ただし、当該教育研究プロジェクト等の期間を限度とする。

(報酬等)

**第6条** 特任教員の報酬又は給与、勤務時間その他の勤務条件については、京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第4号）の規定を準用する。

(補則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年12月8日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年2月9日から施行する。